

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）第14条の表第2号に規定する場合に該当するものとして承認を受けて勤務しなかった期間から勤務時間条例第3条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日、<u>勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(6)～(9) 略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第2号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）第14条の表第2号に規定する場合に該当するものとして承認を受けて勤務しなかった期間から勤務時間条例第3条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日並びに条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>(6)～(9) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。